

ID: 202

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排除の停止又は制限		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (排除の停止又は制限) 第13条 町長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。 (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が管理上必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日